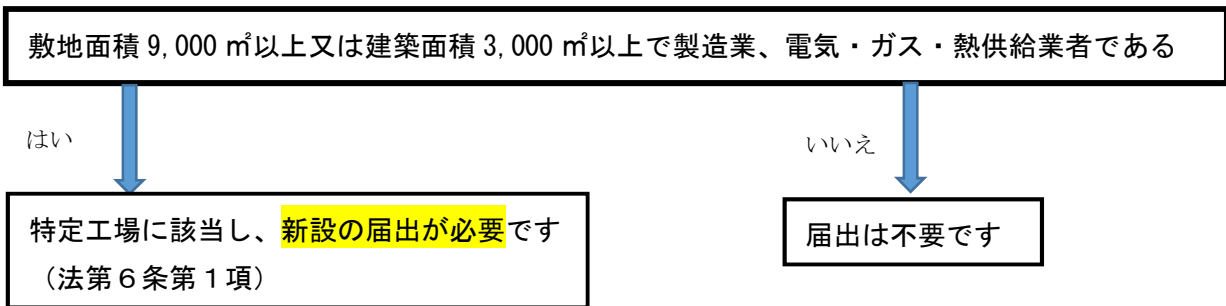


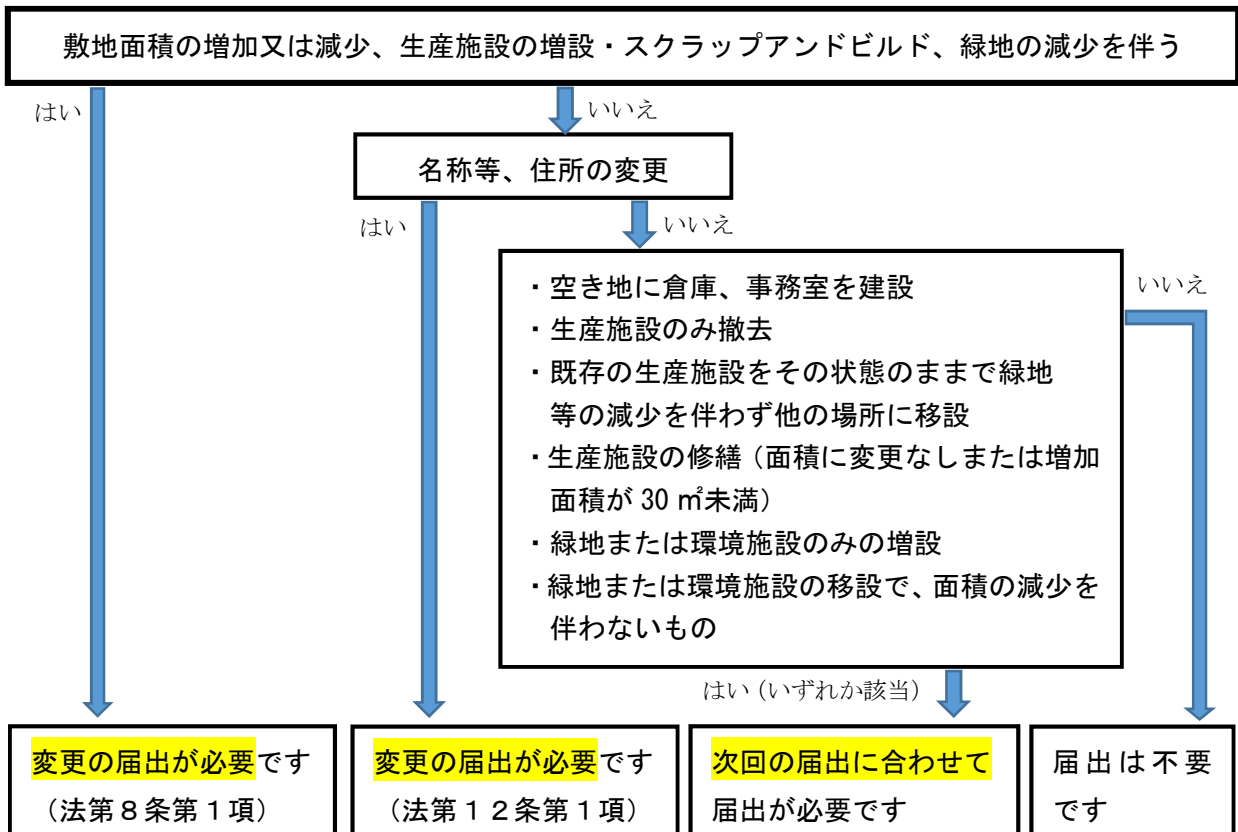
## 届出の要否(早見表)

工場の新設等を行う場合は、次のとおり工場立地法(以下「法」という。)に基づき手続きが必要となります。

### 工場を新設する場合



### 届出内容を変更する場合



### 特定工場を廃止する場合

土地取引契約の6か月前または工場等の操業停止のいずれか早い方までに、「**特定工場廃止届出書**」の提出をお願いします。

### 特定工場を承継する場合

特定工場を譲り受けまたは借り受けたとき及び届出者の地位に相続または合併があったときは「**特定工場承継届出書**」を提出いただきます。